

## 教育民生常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和4年6月23日(木)午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室
- 3 事 件  
議案第55号 三次市税条例等の一部を改正する条例(案)  
議案第57号 財産の無償譲渡及び無償貸付について
- 4 出席委員 保実 治, 藤岡一弘, 大森俊和, 杉原利明, 黒木靖治, 掛田勝彦, 月橋寿文,  
山田真一郎
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員  
【市民部】矢野市民部長, 山本課税課長, 熊谷市民税係長, 貞末資産税係長  
【福祉保健部】立花福祉保健部長, 坂田高齢者福祉課長, 山口高齢者福祉係長
- 7 議 事

### 午前10時00分 開会

○保実委員長 ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。ただいまの出席委員数は8名であります。全員出席ですので委員会は成立しております。本日の日程及び審査の方法につきましては、タブレットの教育民生常任委員会の令和4年6月定例会のフォルダーがございます。審査順の通り議案2件の審査を行います。

また、新型コロナウイルス感染症予防として、経過時間を見計らって、室内の換気のために、休憩を挟みたいと思います。十分な審査を効率的に行っていききたいと思いますので、円滑な進行に皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは会議に入ります。初めに、議案第55号三次税条例等の一部を改正する条例案を審査をいたします。提案理由の説明をお願いします。なお、中継の都合上、説明及び答弁は着座のまま、お願いします。

矢野市民部長。

○矢野市民部長 皆様、おはようございます。市民部に係る議案1件。議案第55号三次市税条例等の一部を改正する条例案について、ご説明させていただきます。提出させていただいております資料1、提案理由欄をご覧ください。

本条例一部改正案は、地方税法等の一部を改正する法律及び租税特別措置法の改正が、令和4年3月31日に公布されたことに伴う関係条例の改正をしようとするものです。

2 提案内容の要旨欄をご覧ください。改正の主な内容は、個人住民税においては、1 住宅ローン控除の見直し、2 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の決定等についての規定の整備。

手数料徴収条例においては、(3)固定資産課税台帳閲覧証明書の交付におけるDV被害者等、これはDVストーカー、児童虐待等でございますけれども、その支援措置、その他、引用条項の整理を軸とした関係規定の整理です。

3 条例改正が市民生活へ与える影響欄をご覧ください。それぞれの改正の概要と、市民生活へ与

える影響ですが、まず、(1)住宅ローン控除の見直しの概要は、新型コロナウイルス対策にかかる、特例措置が令和4年12月31日で終了することに伴い、所得税において、住宅借入金等特別控除の要件を次の通り見直し、適用期限は、令和7年12月31日まで延長されることになりました。控除率は、現行の1.0%から0.7%に引き下げ、所得要件は現行の3000万円から2000万円に引き下げ、控除期間は13年間で、現行との据え置きとなります。

住民税においては、所得税額から控除し切れなかった住宅借入金等特別控除額を所得税の、課税総所得金額等の5%、最高9万7,500円の控除限度額の範囲内で、個人住民税額から控除します。この措置による、市税の減収額については、地方特例交付金により全額国費で補填をされます。施行期日は、令和5年1月1日です。次のページの(1)をご覧ください。影響としましては、控除率は、現行の1.0%から0.7%に引き下げとなりますので、市民の住宅借入金等特別控除額は縮小されます。市の税収においては、現行より増収へと動く見込まれます。市民の方、借入者に係る影響額としましては、令和4年度から住宅借入金等特別控除を適用した、直近の136件を用いての試算をしておりますけれども、大体428万円程度の減額、これは借入れ者の方ですね、の減額と見込んでおります。この制度改正の背景としましては、毎年の住宅ローン控除額が、住宅ローンの支払い利息額を上回る状況が生じていることに対し、控除額の引下げが行われることになったものです。

前のページへお戻りください。(2)上場株式等の配当所得等に係る課税方式の決定等の概要について申し上げます。これまでは、上場株式等の配当所得等に係る課税方式は、所得税と住民税において選択ができていましたが、所得税に一致することになります。施行期日は令和6年1月1日です。

次のページの(2)をご覧ください。影響としましては、所得税と住民税における課税方式の組み合わせでは、現行では9通りありますが、改正後は3通りとなり、課税方式の変更により、所得金額の増減をもたらすため、算定基準に所得金額を用いる制度への影響は見込まれます。影響のあるなしは、個人が、課税方式のいずれを選択するかは、それぞれの所得の状況によるため、定まっておらず、各複雑な計算過程のため、試算は困難だと思っております。①として、課税方式の違いを記載しておりますので、ご参照ください。②に令和2年度、令和元年分ですけれども、所得税と住民税で異なる課税方式を選択したものの実績を記載しております。令和3年分の申告から、課税方式の選択について簡易な様式となったため、件数が急増しております。

この制度改正の背景としましては、平成29年度から、上場株式等について、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することが許容されてきましたが、金融機関で源泉徴収されたかどうか確認できないケースがあるなど、市町村で判断に時間を要することがあったため、課税方式の統一が図られたものです。

前のページへお戻りください。(3)固定資産課税台帳閲覧証明書の交付におけるDV被害者等の支援措置の概要につきましては、固定資産課税台帳閲覧証明書の交付において、DV被害者等については、住所表記を総務省で定める措置を講じて交付することになります。施行期日は令和6年4月1日です。

次のページの(3)をご覧ください。影響としましては、支援対象者の住所について、証明書等から

削除するなどの措置を講じることが、不動産登記法第119条で規定をされることに伴い、義務規定として厳格化されるもので、DV被害者等の支援の拡充に繋がるものと思っております。この制度改正の背景としましては、民法等一部を改正する法律により、DV防止法、ストーカー規制法、児童虐待防止法上の被害者等について、対象者が載っている登記事項証明書等の現住所の表記についての改正がされたため、市で発行する固定資産関連の各種証明書でも同様の取り扱いができるように、地方自治法の改正が行われたものです。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただき、ご可決いただきますようお願いいたします。

○保実委員長 それでは質疑をお願いをいたします。

月橋委員。

○月橋委員 これ対象となるところが136件、これ市民の方の、負担が増えるということですね。

○保実委員長 山本課税課長。

○山本課税課長 議員おっしゃる通りですね、これについては、市民の方の住宅ローンを、ご利用の方の負担が増えるということになります。

○保実委員長 月橋委員。

○月橋委員 いつからというところかと。もう1回説明していただきたいんですけど、この、対象の方達への説明とか案内っていうのはですね、どういうふうになっていますかね。

○保実委員長 山本課税課長。

○山本課税課長 はい。この時期は、年を明け、令和5年の1月以降に入居の方のものからですね、この措置が適用されることとなります。そして、市民への周知ですが、現在市のホームページでは、市民税、市税にかかる部分の広報をしておるんですが、今回の改正内容については、現在まだ行っておりませんので、これ、所得税、国税庁の国の国税の関係がございますから、国税庁とも、改正のタイミングを見てですね、周知の方はホームページ等で行って参りたいと思っております。

○保実委員長 月橋委員。

○月橋委員 はい。税のことなんで、三次市民の方というか市民の方にわかりづらい部分だと思いますので、周知の部分と、負担が増えるというところで、何か考えていらっしゃいますかね。

○保実委員長 山本課税課長。

○山本課税課長 周知の件につきましては、先ほど申しましたが、これらの税制改正の内容について、市民の方が不利益にならないように、タイミングを見て、ホームページ等ですね、周知は行っていくように考えております。そして、この税制改正に伴いまして、市民の方の利用者、住宅ローン等ですね、利用者の方が負担を増すということではありますが、これについては、課税を担う立場としましては、これに対しまして、何らかの支援だとか、支援策というようなことにはならないもので、ですので、こういった控除制度があるということをしっかり周知するというのが私どもの業務かなというふうに思っております。

○保実委員長 よろしいですか。はい。他に。 山田委員。

○山田委員 この株式上場株式等の配当所得の、ところについてお伺いするんですが、今まで9通りあったものを3通りにされるということで、例えば、株式で得たものっていうのは、収益なんで所得税というのが、皆さん、単純に所得税控除だろうという認識を持たれてるところへ住民税の控除を合わせることによって、その9種類の中で、一番お得になるものを選択されて、今まで控除されてたところが3種類になると。先ほどの説明の中で、その計算ですよ。非常に複雑で困難だというお話がありました。だったら、一つ、の方がわかりやすいんじゃないかなあというふうに単純に思うのですが、この3通りにされた理由ですねそこら辺もう少し詳しく教えていただければと思います。

○保実委員長 矢野市民部長。

○矢野市民部長 今の3通りにつきましては、お示ししております資料の裏の、今日のところ(2)の下に、①課税方式の違いということで、点をつけてる3つの総合課税方式、申告不要方式、申告分離課税方式というふうに3点、掲載をさせていただいております。従来は、今まではですねこれは6年度から対象になってくるということになりますけれども、この3通りを所得税で、この3つのうちのどれかを選ぶ。住民税でこれのうちのどれかを選ぶということで、3掛ける3の9通りが最大想定をされたわけですけれども、最終的にはこの三つの方式になっております。これは市の方で定めたものでございまして、国の方です。定めたものでありまして、それがなぜ一つにしなかったかということでは、私の方ではわかりませんが、それぞれのこの方式によりまして、個人の方、総合課税方式が有利になる方とか不要方式が有利になる方、額によってそれぞれあるものと思われまので、そういったことで、一応三通りで所得税と住民税は同じにして、今の事務の煩雑なところをですね、統一しようということで改正をされたものと思っております。

○保実委員長 山田委員。

○山田委員 国の方に合わせてというお話はわかるんですが、今までと変わるんで窓口でも質問される方がいらっしゃると思いますので、そのあたりちょっともう少し調査していただければ、お返事ができるようにしていただければと思います。それとですね3番のDV被害者等の支援の充実ということで住所の方ですね、記入しない削除するということですが、その施策は非常にいいことだと思うんですが、実際の業務とかですね、取扱いの中で、例えば固定資産台帳って住所がないとどこの土地をあらわすかってわからなくなると思うんですが、そういった運用とか取扱いの中での、そういったところの対策ですよ。どういうふうに講じられてるのかお願いします。

○保実委員長 山本課税課長。

○山本課税課長 今回のDV支援等に係る改正の部分でございますが、これにつきましては、台帳上の方ですね、表記してあります、ご住所。本人様が、お住まいであるご住所の方の表記をですね、削除等そういった対応をとっていくということでありまして、持ってらしたその資産についての詳細に関わるご住所の表記の削除とまでは、至ってないのが、現在の状況でございます。

○保実委員長 副委員長。

○藤岡副委員長 それではですね1点先ほどのですね、上場株式等の廃止配当所得に係る課税方式

のところですね質問させていただければと思うんですが、これまでですね一番申告するパターンで1、パターンがですね例えば総合所得税は総合課税にして住民税は、申告分離課税方式をする人が多かったかと思うんですね。ただそういった場合になると、確定申告で所得税のところ、総合課税で申告して、また各自治体で住民税の届け出をするという、非常に複雑化してるがゆえにですね、背景があったんですが、こちらは先ほど説明していただきました令和4年度の申告からですね、異なる課税方式を選択したものの実績として約6倍ぐらいに増えているというところとしては、非常に手続きが簡単になったと、丸をするだけで、課税方式を選択をできるようになったので、これだけ申告数が増えたという背景が、最近で言うところとございます。となるとそれだけ関心が高まっていることなので、令和6年からということではあるんですけども、その変更点について、市民の方々やですね、そういった対象となる方々に対してどのように周知を行っていく準備があるのか。というところをちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

○保実委員長 山本課税課長。

○山本課税課長 議員お話がございました上場株式等の配当所得に係る課税方式についてだけでなくですね、税制の内容につきまして、現在すべてを網羅して発信できておるわけではありません。例えば、住宅ローン控除などについてもですね、現在国税と、市税等で関係性のある制度ではあるものの、現在本市が発信してる内容といいますのは、市税に重点を置いたものの内容となっております。先ほどの今回改正の内容の一つである上場株式等の課税方式の件につきましても、これらの制度を、ご利用になる方の立場に立って、国税庁のページでですね、リンクを設置するなど、市民の方が不利益にならないように、情報をですね、提供するようにですね、努めて参りたいと考えております。ただ、国税に関する部分がありますから、発信のタイミングについては、国税庁ともですね、確認しながら、行って参りたいと思っております。

○保実委員長 他にありませんか。ないようでしたら以上で、議案第55号の審査を終わりたいと思います。市民部の皆さんありがとうございました。説明員が入れ替わりますのでしばらくお待ちください。

(執行部入れかえ)

○保実委員長 次に議案第57号財産の無償譲渡及び無償貸付についての審査を行います。提案理由の説明をお願いいたします。

立花福祉保健部長。

○立花福祉保健部長 議案第57号財産の無償譲渡及び無償貸付についてご説明いたします。本議案は、市有財産であるグループホーム三良坂の建物を社会福祉法人優輝福祉会に無償譲渡すること及びその敷地を同法人に無償貸し付けすることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、市議会の議決を求めようとするものでございます。無償譲渡財産につきましては、三良坂町灰塚37番地12に所在する木造瓦葺き平屋建て、床面積817.15平方メートルのグループホーム三良坂の建物でございます。次に、無償貸付財産につきましては、土地面積4,423.84平方メートルのグループホーム三良坂の敷地でございます。目的につきましては、より質の高いサービスの継続的な提供と、安定的な施設の運営管理を図るためであります。ここで譲受候補者選定の経緯についてご説明

いたします。本年4月11日から、26日までの期間、公募による、応募申し込みの受付を行い、社会福祉法人優輝福祉会1社のお申込みがございました。5月26日に、8名の委員で構成する選考委員会を開催し、グループホーム三良坂の、公募譲渡に係る評価基準により、提案書内容の審査を行いました。審査は、委員1人100点を満点とし、委員が採点した評価項目別点数の平均点の合計で採点最低基準を70点といたしました。その結果は90.8点。となり、譲受候補者として、決定したものでございます。次に、建物の無償譲渡日につきましては、令和5年、4月1日を予定しております。最後に、土地の無償貸付けの期間につきましては、無償譲渡日から、20年経過後の令和25年、3月31日まで、または、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業を、終了する日までのいずれか早い日となっております。簡単ですが以上で説明終わります。よろしくご審査の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○保実委員長 それでは質疑をお願いします。はい。大森委員。

○大森委員 この、グループホーム、三良坂、灰塚にある施設ですが、これは、もともとはやっぱり介護施設だったわけですか。

○保実委員長 坂田高齢者福祉課長。

○坂田課長 はい。このグループホーム三良坂につきましては、当初からですね、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を行う、グループホームとして設置をされたものでございます。

○保実委員長 大森委員。

○大森委員 引続いて同じでやるということかというと、儲からないと思うんですけど。それまで、これはいわゆる自前の施設でやっていらっしやって、それが、より質の高いサービスに発展するために、無償貸付を受けたいと。要するにそれを私が心配するのは、それで持ちこたえられるのかな。というのが一つあります。ああ、やっぱり同じように駄目だったわとなるのか。いやいやこの趣旨通りに、やはり、介護施設として、100%のサービスを求めて、一生懸命頑張るよ。いうふうに、発展してくのか。そこらはどうですか。へこたれるのを前提にして申上げることはいけないと思うんですが、そこら教えてください。

○保実委員長 坂田高齢者福祉課長。

○坂田課長 このたびの譲渡に関しましては、三次市の公共施設総合管理計画において、使用既存施設についてはですね、民間法人への譲渡を中心に整理を進めていくこととしております。今回のグループホーム三良坂につきましても、昨年のグループホーム布野に続く譲渡となります。介護保険制度が平成12年度から開始されたんですが、20年以上が経過しまして、民間事業者により、充実した介護サービスが十分に提供されるようになりましたので、今後はですね、民間のノウハウを十分に活用して、民間の方にさせていただくという方針で今回譲渡いたしましたので、十分に運営をされると認識しております。

○保実委員長 大森委員。

○大森委員 民間活力を導入して、今までとは違うことをやりたいということだろうと思うんですが、今までやっておられた社会福祉法人ですか、これはそれまでのもの、経験と実績というものが

ありながら、なぜそこに行くのか。なぜ、無償で譲渡の方に行くのか。それがいいことならやぶさかではないんですけど、そこはちょっとわからないなあと思うんです。ちょっと教えてください。

○保実委員長 坂田高齢者福祉課長。

○坂田課長 はい。以前はですね民間法人等が運営する施設が市内に不足していたため、社協さんなどにですね、運営をお願いして当地域の介護サービスを担っていただいた経過がございます。本来、社会福祉協議会はですね、地域福祉の中核機関であり、介護サービス事業を主たる事業とすべき法人ではないと考えております。そのため、社会福祉協議会が指定管理者である施設について、今回、民間の方を公募しまして、譲渡して運営していただくような方向に、行かせていただきました。以上です。

○保実委員長 はい。よろしいですか。はい。他に。杉原委員。

○杉原委員 今の入所者さんはそのまま引続き、希望者の方は、入所されるということでもよろしいのかということと、それから社協さんの職員さんはもう完全に引き上げられるんか、例えば希望者としてそのまま三良坂のグループホームで働きたいという人は、転職というかそのリクルートというか、そこら辺の優輝福祉会への、転属なんかも完全に民間に任せとるんか、市も調整に入ったりしたのかしとるのか。お伺いいたします。

○保実委員長 坂田高齢者福祉課長。

○坂田課長 はい。現在入所しておられるまず利用者及び待機者につきましてはですね、譲渡後についても引続き、現在の状況での対応していただくようにですね、条件として、今回公募させていただきましたので、その点に関しては、今まで通り対応していただけると考えております。あと、現在の社協の従業員の方の処遇についてですけども、現在勤務されております社会福祉協議会の職員さんにつきましては、継続雇用を希望される場合は、継続して雇用するというのも、今回の公募の条件にさせていただいておりますので、今後の詳細につきましては、本契約後に、社会福祉協議会さんと、社会福祉法人優輝福祉会様とで、密な連携をしながらですね、丁寧なやりとりを、重ねていただきますようお願いしております。

○保実委員長 掛田委員。

○掛田委員 今、杉原議員からの職員の身分について質問されて、答弁があったんで、それは割愛しますけど、私ちょっと3点、お話しさせていただくんですが、大森委員が言われたことと若干関連重複もするんですが、まずこの議案第57号で、この無償貸付の期間が、令和5年4月1日から令和25年3月31日までという期間が示されているんですけど、この期間の設定というのは何か理由があるんでしょう。これがまず一つ目です。それからですね。介護保険事業というのは非常に需要があるんです。しかし、実際、経営ってのはかなり厳しくなってるわけですね。というのは、これ、介護保険業界特有の言葉なんですけど収支差率っていう言葉があるんですよ。ご存知だと思いますけど、売上に対してどれだけ利益が出てるかと。厚生労働省のホームページ、これ直近の令和2年度介護事業経営実態調査で、これグループホームを見ますと、これ経営主体別なんですけど、社協を除く社会福祉法人が1.4%。収支差率が、1ヶ月で8万2000円しか儲かってないわけで、医療法人が3%。営利法人が4.4%になっているわけですね。で、先ほど課長がお話しされたよ

うに、まさに民間活力を利用する、これ大いに私も大賛成なんです。そういう専門的なスキル、ノウハウを、持ちえないとなかなかこれは難しい状況になってきつつあるのかなと思います。で、利益がどういうふうに繋がっていくのかとか、収益構図がどうなっているのかっていうような、ことが大変私も心配しております、今回その譲渡されて、専門的なスキルをお持ちだから、きっと体力もあるから大丈夫ではないかと思うんですが、そのあたりが心配なんです。この議案にもあるように、市から譲渡されてもですね、無関係ではなく、この持続性というものをどう担保していくのか、この議案では、安定的な施設の管理運営を図ろうとする。そういった言葉に置き換えられると思うんですね。そういったものをどういうふうに見ていくのかっていうことを、もう少し細かく、答弁いただければと思います。そして、これ最後なんですけど、第8期介護保険事業計画の62ページにですね。地域密着型介護予防サービスの認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームのことでですね。それが示されていまして。で、今回はたまたまこれ譲渡先が見つかったわけなんですけども、これからの話で建設的な話をしなきゃいけないんですが、もしこれからですね、譲渡先が見つからなかった場合ですね、この介護保険事業計画にどういった影響があるのか。こういったところ三つをですねちょっと聞かせていただければなと思うんですね。

○保実委員長 坂田高齢者福祉課長。

○坂田課長 はい。まず1点目のですね貸付期間がなぜ20年なのかというところでございますけども、土地は無償貸付として、使用貸借契約を締結いたしますけども、本市の過去の事例と同様に、グループホーム、布野の件ですけども、同様にですね、本件もその期間は20年間としております。建物を譲渡する上では、短い期間での貸付では、譲渡を受けていただけないという、ことも考えられましたので、建物条件の貸付では、市としては20年間が適当ではないかというふうに判断いたしました。今後のグループホームの経営についてなんですけども、公募にあたってですね、優輝福祉会さんの方から財務諸表等への提出をしていただきました。その内容を見ましたら十分に体力のある事業であること。あと収支計画につきましても、十分対応していけるというような提案をいただいておりますので、継続してやっていただけると、考えております。市としましては、グループホームの運営についてはですね、運営協議会というのがございますので、そちらへ出席した時にですね、現在の状況とかいうところもですね、随時確認しながら、運営状況を見守っていきたく思っております。

○保実委員長 掛田委員。

○掛田委員 ですから市の手から、これ公設民営でされたと思うんですけど、市の手から離れてても、保険者ですから、当然実地指導監査なんかこれから、運営協議会っていう話もあったんですけど、当然監査なんかも入られると思いますし、いろいろこういう経緯もあったんで、十二分にコンタクトをとって、注視されていく話になるのかなと。こう思っております。ですからちょっと感想めいた話になるんですが本当に体力のある、スケールメリットを生かされた、専門的な、スキルをお持ちの、そういう法人さんが名乗りを上げていただいて本当に、よかったんじゃないかなと。というふうに私も正直胸をなでおろしております。以上です。

○保実委員長 月橋委員。



○月橋委員 1点お伺いしたいんですけども、この三良坂のグループホームの中に、ランニングマシンとかキントレの施設がありますよね。そこを利用されてる方っていうのも今いらっしゃるんですが、その取扱いというのは、今後どうなっていくんですか。

○保実委員長 坂田高齢者福祉課長。

○坂田課長 はい。併設しておりますトレーニングルームにつきましてはですね、現在、平均利用者数につきましては、1日平均約8名、多いときで12名ぐらいの利用者がおられます。その多くの方は高齢者でございますけども、このトレーニングルームにつきましてはちょうどほぼですね、現在のように、地域の住民の方が、今まで通り利用できることを条件に付して公募を行っておりますので、今まで通りの運営をされると認識しております。

○保実委員長 月橋委員。

○月橋委員 今も運営されてるんですけど、一つ思うのは、コロナの感染とかもあるんですが、福祉施設、高齢者の方がいらっしゃるのと、そのトレーニングルームっていうのは、いろんな方が、出入りされる施設になると思うんです。それが同じ建物の中にあるっていうところは、どういった、要は、対策っていうのも含めてですね。どういうふうにお考えですか。

○保実委員長 坂田高齢者本課長。

○坂田課長 グループホーム三良坂のトレーニングルームにつきましては、一時期コロナの関係で使用を中止させていただいておりましたけども、十分なコロナ感染対策、入口におきましてですね温度を計ったりとか、十分対応されてですね、運用されておりますのでその点については、大丈夫だと認識しております。

○保実委員長 月橋委員。

○月橋委員 はい。今利用されてる方が、今後不満のないように、お話をですね、聞いていただいて、今後ですね、そこで運営していくのか、他でしていくのか、いろいろ、あると思うんですけども、その辺をですね、地元から不満が出ないように、対策の方をしていただきたいというふうに思います。以上です。

○保実委員長 はい。他に。ありませんか。ないようでしたら以上で、議案第57号の審査を終わりたいと思います。それでは執行部の皆さんありがとうございました。

(執行部退出)

○保実委員長 はい。それでは、委員会審査報告書に沿って議案ごとに討論採決を行います。

これより、議案第55号、三次市税条例等の一部を改正する条例案について、討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。これより議案第55号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。次に、議案第57号、財産の無償譲渡及び無償貸付について、討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。これより議案第57号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案の通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

以上で採決を終わります。

それでは次に、委員長報告ですが、今回の議案の報告に付すべき意見があればお願いをしたいと思えます。なおご意見は、議案審査に係るものとしていただくようお願いをいたします。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 はい。それでは、委員長報告の案文作成につきましては、正副院長にご一任いただけますでしょうか。

はい。ではそのようにさせていただき、後日、タブレットに入れさせていただきますので、よろしく願いいたします。

他にありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ないようでしたら、以上で本日の委員会を終了いたします。お疲れ様でした。

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和4年6月23日

教育民生常任委員会

委員長 保実 治